

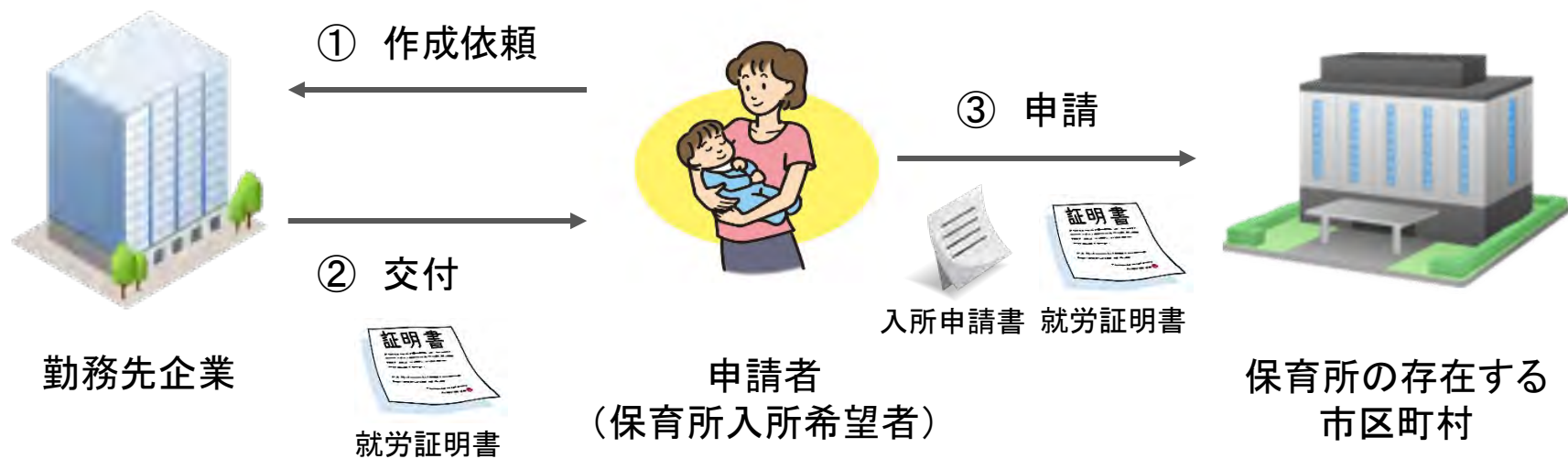
# 「就労証明書作成コーナー」 について



令和元年8月28日  
内閣府大臣官房番号制度担当室

# 「就労証明書」とは

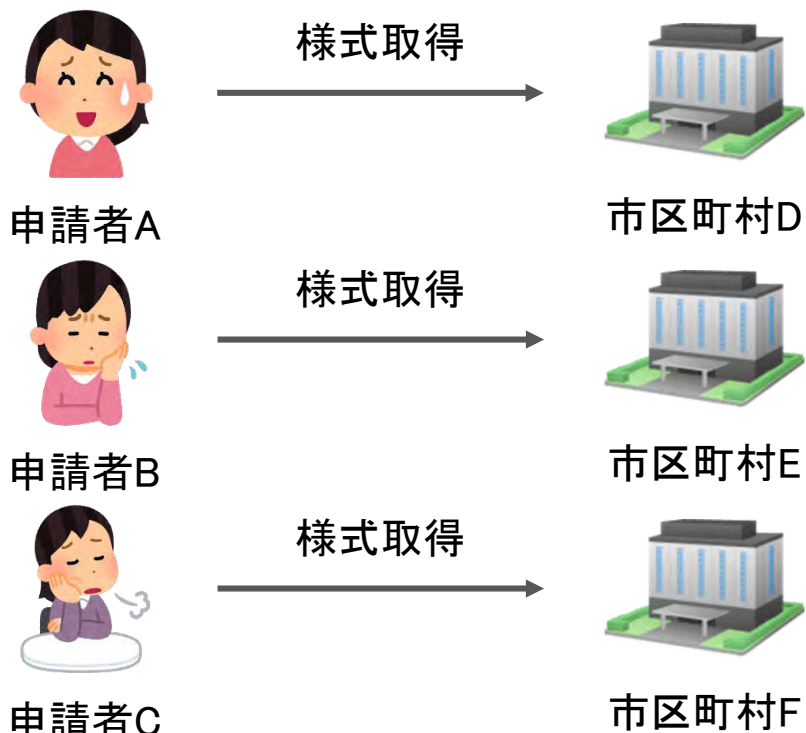
- 「就労(働いていること)の事実」を、証明する書類です。
  - 企業で働いている方の就労証明書は、企業(の人事担当者)が、作成します(※)。
  - 市区町村に対し、認可保育所等の入所を申し込む際に、添付が必要となります。
- (※) 自営業者は代表者が作成します。詳細は保育所の存在する市区町村に確認してください。



# 「就労証明書作成コーナー」のメリット①(様式かんたん入手)

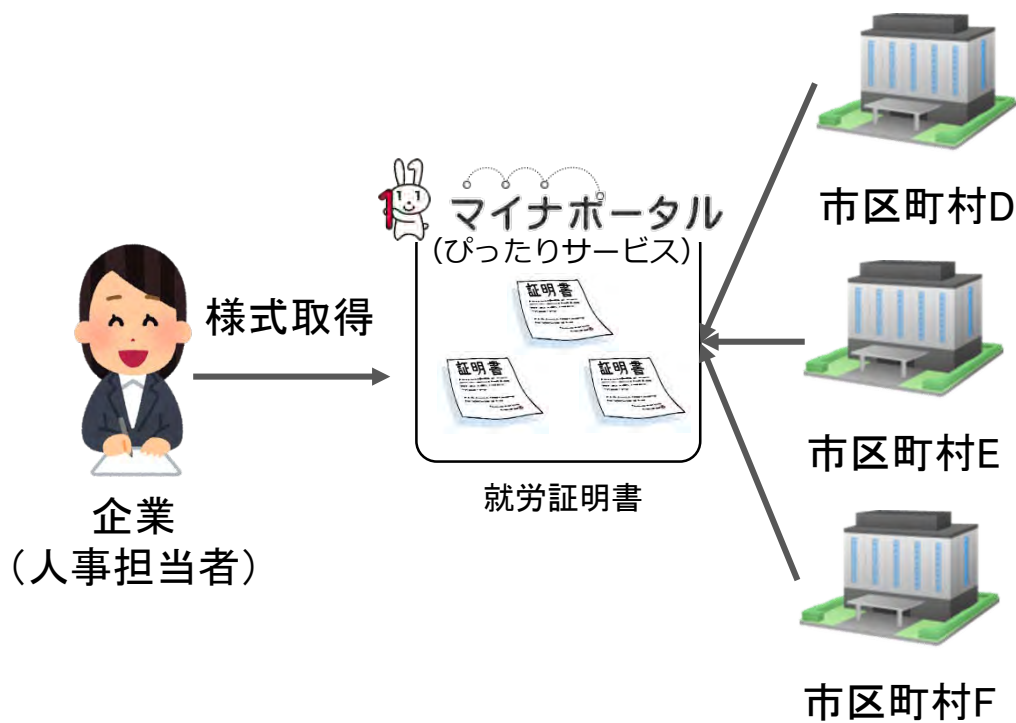
## 今までは

- 希望する保育所の存在する市区町村の様式を、市区町村ごとのホームページ等にアクセスし取得していた。



## 作成コーナーを使うと

- マイナポータルに、各市区町村の様式が登録されています。
- 1つのサイトにおける簡単な検索で、各市区町村の様式を入手できます。



# 「就労証明書作成コーナー」のメリット②(らくらく作成作業)

## 今までは・現状は

- 多くの企業(人事担当者)は、「手書き」で、「紙」の就労証明書を作成しています。(※)
- ※ 「キーボード入力」ができるよう、エクセル等の様式を提供している市区町村もあります。



## 作成コーナーを使うと

- 企業(人事担当者)は、「キーボード入力」(※1)で、「電子ファイル」(※2)の証明書を作成できます。
- ※1 マイナポータル上で作成します。  
なお、企業の人事等ソフトによっては、人事等ソフト操作の一環として作成することができるようになります。
- ※2 作成後、「紙」で打ち出し社印を押印して保育所入所希望者に手交します。  
なお、「電子ファイル」をダウンロードすることもできます。



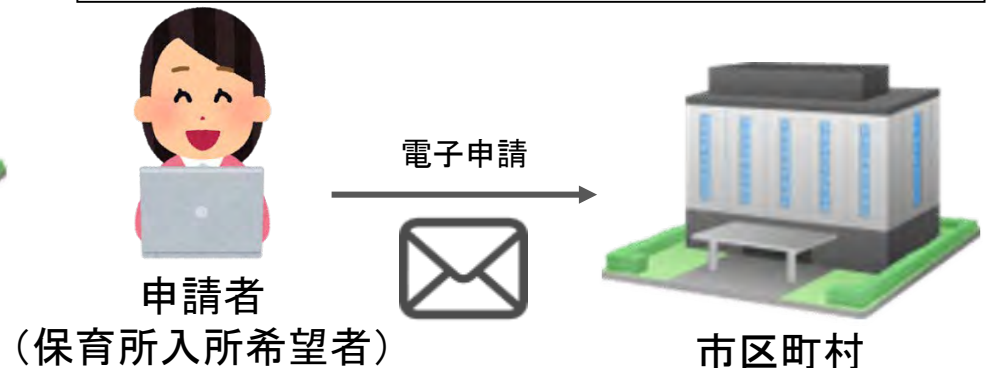
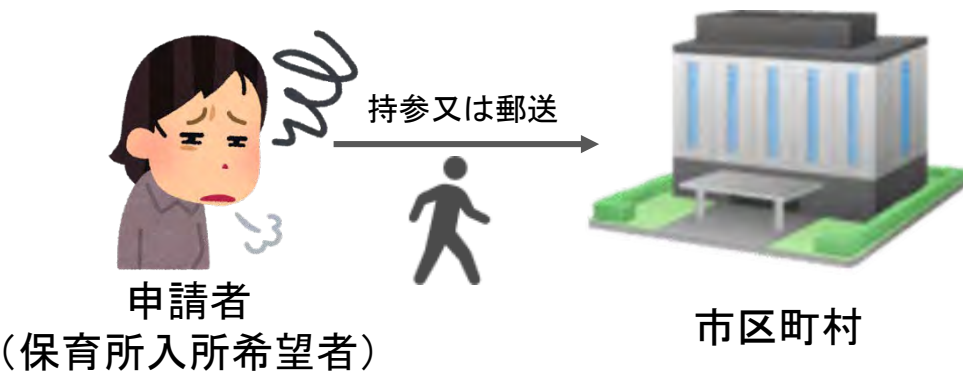
# 「就労証明書作成コーナー」のメリット③(すすっと電子申請)

## 今までは・現状は

- 企業は、保育所入所希望者に、「紙(社印を押印)」の就労証明書を手交します。
- 保育所入所希望者は、保育所の存在する市区町村に持参又は郵送で、「紙」の就労証明書を入所申請書とともに提出しています。

## 作成コーナーを使うと

- 企業は、保育所入所希望者に、「紙(社印を押印)」の就労証明書を手交します。
- 保育所入所希望者は、保育所の存在する市区町村(※1)に、マイナポータル上で、電子申請できます(※2)。
  - ※1 現在、電子申請できる市区町村は約3割です。今後、拡大していく見込みです。
  - ※2 企業から渡された「紙(社印を押印)」の就労証明書の写真をアップロードし、添付します(※3)。
  - ※3 別途、「紙(社印を押印)」の証明書の提出を要する市区町村もあります。



# 「就労証明書作成コーナー」のご利用はコチラから

① 就労証明書作成コーナーは、検索エンジンに「マイナポータル ぴったりサービス」と入力し検索してください。

マイナポータル ぴったりサービス

検索



② マイナポータルの「ぴったりサービス」トップページの「就労証明書作成コーナー」をクリックしてください。



③ 「就労証明書作成コーナー」が表示されます。ログインすることなく、また、マイナンバーカードなしでご利用可能です。



(URL) <https://app.oss.myna.go.jp/Application/wrkCert/search>